

2024年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社ブロードエンタープライズ
代 表 者 名 代表取締役社長 中西 良祐
(コード番号：4415 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室 室長 畑 江 一 生
(TEL 06-6311-4511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月15日開催の取締役会において、2024年3月26日開催の第24期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条(招集の時期)に第2項を新設し、併せて所要の変更を行うものであります。なお、当社は経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆さまのご判断を仰ぐことが可能となるように、取締役の任期を1年以内に短縮することとし、現行定款第20条(任期)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設するほか、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)を削除し、併せて現行定款第43条(剰余金の配当の基準日)および第44条(配当金の除斥期間)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2024年3月26日(火)
定款変更の効力発生日 2024年3月26日(火)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第5条 (条文省略) (自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は取締役会決議によって <u>市場取引等により自己株式を取 得することができる。</u></p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略) (招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事 業年度終了後3か月以内に招集 する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第19条 (条文省略) (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。 <u>2 補欠または増員のため選任さ れた取締役の任期は、現任取締 役の残任期間とする。</u></p> <p>第21条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第5条 (現行どおり) (自己株式の取得) (削 除)</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第10条 (現行どおり) (招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎 事業年度終了後3か月以内に、 <u>臨時株主総会は必要があるとき に随時、取締役会決議に基づき これを招集する。</u></p> <p><u>2 当社は、株主総会を、場 所の定めのない株主総会とする ことができる。</u></p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第36条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第41条 (現行どおり) (<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会 社法第459条第1項各号に定め</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）</u>を行う。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議によつて、毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、<u>会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>る事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、<u>毎年 12 月 31 日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日</u>は、<u>毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>